

センターからのお願い

1. 就労する会員は60歳以上の方々です。体力は若い方とくらべられません。長年の経験をもとに丁寧、親切です。
2. 就労会員の方々はほとんどが、ご自身の健康維持のために参加されております。体力的に無理な場合はお引受けしません。
3. 一昔前のお手伝いさん、女中とは違います。会員に呼びかけるときは名前で呼んでくださいますようお願いいたします。
4. 仕事の内容や時間等はセンターと契約するものです。契約以外の仕事はしないようになっています。契約と異なる仕事を頼まれる場合は、会員に直接頼まないで必ずセンターの担当職員にご相談ください。
5. 就労している会員やセンターなどに対してお気づきの点がありましたら担当職員に遠慮なくご相談ください。
6. お客様も他人が自宅に入ってくることについて心配されるように、会員もお客様の家庭に入る時は大変気を使います。現金・貴金属・貴重品等はトラブルの原因にならないように、お客様の方で責任をもって保管してください。
7. このサービスは営利を目的としていません。お客様とセンターとの契約ですから、会員との個人的な取引はご遠慮ください。
8. 地域の方々に喜んでいただけるようセンターは活動しております。何なりとご相談くださいますようお願いしております。



他にもシルバー人材センターはこんな仕事をしています

技能を必要とする仕事

- 剪定（庭木）その他
- 大工、左官

事務作業の仕事

- 一般事務
- 毛筆宛名書き
- 賞状書き

一般軽作業の仕事

- 庭、公園等の除草
- 屋内外軽作業
- 屋内外清掃

各種施設管理の仕事

- 駐車場
- 駐輪場



福祉・家事援助サービス

利用ガイド

家事のお手伝い
お年寄りのお世話
子育て支援

気軽にご相談ください。



公益社団法人
鳥栖市シルバー人材センター

〒841-0038 鳥栖市古野町676-2

お問合せ ☎ 84-3147

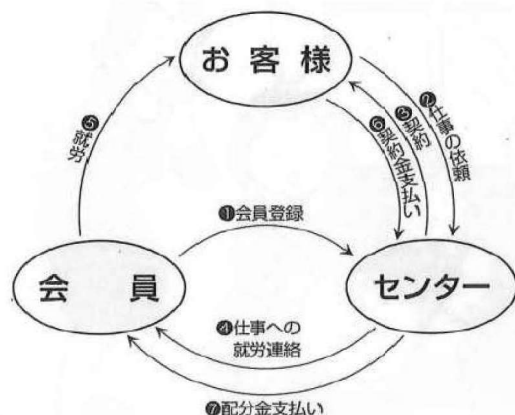
ご利用のみなさんへ

シルバー人材センターは、元気で人生経験豊かな高齢者の方が、自分の能力を生かし、働くことによって生きがいを見出す場としてできた、会員制の公益的な法人組織です。

「福祉・家事援助サービス」は、皆様の暮らしのお手伝いとして、日常生活でご不自由されている方々や、在宅での介助を望まれる方々のために、家事のお手伝いや身の廻りのお世話をするサービスです。

気軽になんでもご相談ください。

シルバー人材センターのしくみ



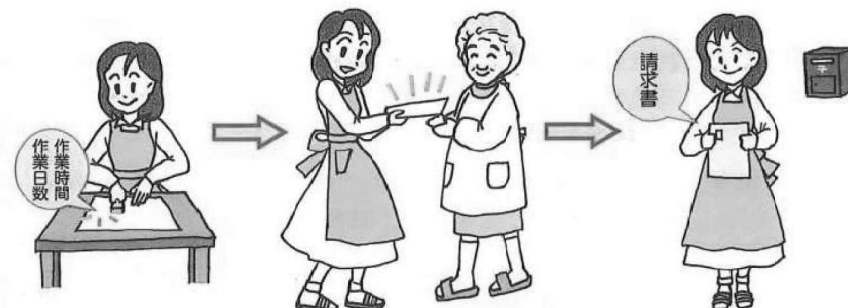
1. シルバー人材センターは、おおむね60歳以上の健康で働く意欲のある方々が、自主的に会員となってできた公益社団法人です。
2. シルバー人材センターは、官公庁等の公共団体・民間企業・一般家庭から高齢者に適当と思われる仕事の注文を引き受けます。
3. シルバー人材センターが請負った仕事は会員の希望・能力に応じて配分（仕事の依頼）をします。
4. 会員一人一人は自営業者と同じですから、シルバー人材センター、または発注者との間に雇用関係はありません。

仕事に入る前のお話し合い

1. 仕事の依頼を受けますと、お客様とセンター職員と会員との間で、具体的な仕事の内容、作業条件などを十分に話し合い、お客様とセンターが契約をします。
2. 作業単価は、仕事の種類、難易度、仕事場の条件など、仕事の状況によって違います。また、仕事を遂行するために必要な材料費は別途、お客様に負担をお願いいたします。
3. 仕事場に起きた対人事故や対物事故については、センターが被保険者となっており、会員全員が加入している障害保険および損害保険で対応します。

仕事が終わったときは

1. 仕事が完了しますと、作業日数・作業時間を確認のうえ「就業報告書」へ押印してください。「就業報告書」は、当月の最終就労日に会員に渡してください。最終就労日に渡せなかった場合は、翌月3日までにセンターへ届くようにしてください。
2. センターでは「就業報告書」を受け取り、計算のうえ、お客様のところへ請求書を郵送します。
3. お客様と仕事に就労した会員との金銭の授受はしないでください。



仕事の内容

- 掃除 ● 洗濯 ● 留守番 ● 買物 ● 食事
 - お年寄りのお世話 ● 産前産後のお世話 ● 育児支援
- ※ なるべく具体的に話し合って決めさせていただきます。

料 金

1. 1時間あたり・平日	1 1 2 8 円 (8:00~17:00) まで
(事務費、税込)・平日時間外	1 4 0 9 円
・土、日、祝日	1 4 0 9 円
・土、日、祝日の時間外	1 7 6 1 円
※ 別途交通費	... 2 3 0 円/人

就労時間

1. 原則として1日最低2時間からお受けします。
2. 契約時間や日数・曜日等はお客様のご希望にできるだけ合わせます。
3. 昼食等の休憩時間は就業時間から差し引きます。
4. 話し相手も仕事のうちです。長く話して時間が延長した場合、利用料金が加算されることがありますのでご注意ください。